

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月21日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第19号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年倉吉市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第13条 再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内とする。</p> <p>(1) 直近の人事評価の結果が特に優秀な職員 <u>100分の124以上100分の315以下</u>（給与条例第24条第2項に規定する特定管理職員（以下この条において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の148以上100分の375以下</u>）</p> <p>(2) 直近の人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の112.5以上100分の124未満</u>（特定管理職員にあっては<u>100分の133.5以上100分の148未満</u>）</p> <p>(3) 直近の人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の市長が定める職員を除く。） <u>100分の101</u>（特定管理職員にあっては<u>100分の121</u>）</p> <p>(4) 直近の人事評価の結果が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長が定める職員 <u>100分の92.5以下</u>（特定管理職員にあっては<u>100分の111.5以下</u>）</p> <p>2 略</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第13条 再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内とする。</p> <p>(1) 直近の人事評価の結果が特に優秀な職員 <u>6月に支給する場合にあっては100分の121.5以上100分の205以下</u>（給与条例第24条第2項に規定する特定管理職員（以下この条において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の145.5以上100分の245以下</u>）、<u>12月に支給する場合にあっては100分の126.5以上100分の215以下</u>（特定管理職員にあっては<u>100分の150.5以上100分の255以下</u>）</p> <p>(2) 直近の人事評価の結果が優秀な職員 <u>6月に支給する場合にあっては100分の110以上100分の121.5未満</u>（特定管理職員にあっては<u>100分の131以上100分の145.5未満</u>）、<u>12月に支給する場合にあっては100分の115以上100分の126.5未満</u>（特定管理職員にあっては<u>100分の136以上100分の150.5未満</u>）</p> <p>(3) 直近の人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の市長が定める職員を除く。） <u>6月に支給する場合にあっては100分の98.5</u>（特定管理職員にあっては<u>100分の118.5</u>）、<u>12月に支給する場合にあっては100分の103.5</u>（特定管理職員にあっては<u>100分の123.5</u>）</p> <p>(4) 直近の人事評価の結果が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長が定める職員 <u>6月に支給する場合にあっては100分の90以下</u>（特定管理職員にあっては<u>100分の109以下</u>）、<u>12月に支給する場合にあっては100分の95以下</u>（特定管理職員にあっては<u>100分の114以下</u>）</p> <p>2 略</p>

第13条の2 再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内とする。

(1) 直近の人事評価の結果が優秀な職員 100分の51.5以上

(2) 直近の人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の市長が定める職員を除く。）
100分の48

(3) 直近の人事評価の結果が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長が定める職員
100分の46以下

第13条の2 再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内とする。

(1) 直近の人事評価の結果が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の50.25以上、12月に支給する場合には100分の52.75以上

(2) 直近の人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の市長が定める職員を除く。）
6月に支給する場合には100分の46.75、12月に支給する場合には100分の49.25

(3) 直近の人事評価の結果が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長が定める職員
6月に支給する場合には100分の44.75以下、12月に支給する場合には100分の47.25以下

附 則

この規則は、公布の日から施行する。